

所得制限限度額について

手当を受けようとする人、その配偶者(父または母が障がいの場合等)または生計同一の扶養義務者(父母・祖父母・子・兄弟など)の前年(1月から6月までに請求する人については前々年)の所得が次表の額(本人の場合は一部支給欄の額)以上あるときには、手当は支給されません。所得は課税台帳で確認します。

所得の限度額			
扶養親族等の数	請求者本人		孤児等の養育者 配偶者・扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
以降1人につき	380,000円 加算	380,000円 加算	380,000円 加算
加算額	老人控除配偶者又は老人扶養親族 1人につき 100,000円 特定扶養親族又は16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 1人につき 150,000円		扶養親族が2名以上で、うち老人扶養親族がある場合、 老人扶養親族1人につき (扶養親族が老人扶養親族のみの場合は1人を除いた1人につき) 60,000円

・主な控除

障がい者 270,000円

勤労学生 270,000円

寡婦(夫) 270,000円・・・受給者が父・母である場合は除く

特例寡婦 350,000円・・・受給者が父・母である場合は除く

特別障がい者 400,000円

その他雑損控除等も控除対象となります。

※父または母が監護している児童の父または母から該当児童のための養育費を父または母や児童が受け取った場合はその額の8割相当額が所得に加算されます。

※所得額は給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

※社会保険料の相当額として一律に80,000円が控除されます。

例：所得＝(年間収入金額－給与所得控除)＋(養育費の8割相当額)－80,000円
 －(上記の控除額等)